

令和八年三月二日付け広島県報（定期）第十七号に登載の広島県人事委員会規則第一号（職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
一	改正後の欄の別表第一の一行政職給料表の二の表四級の部基準となる職務の欄の前から一行目から二行目	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	1 参事又は課長代理の職務
一	改正前の欄の別表第一の一行政職給料表の二の表四級の部基準となる職務の欄の前から一行目から二行目	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	1 参事又は課長代理の職務
二	改正後の欄の別表第一の後ろから一行目	三十九（略） 備考（略）	三十九（略）
二	改正前の欄の別表第一の後ろから一行目	三十九（略） 備考（略）	三十九（略）